## 平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
  - 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ 引き下がります。
  - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き 3/1,000 です。

## 平成29年度の雇用保険料率

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

<sup>※</sup> 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する 事業については一般の事業の率が適用されます。

